

## 『ケアマネジャー手帳 2018』 追補

### 平成 30 年度報酬改定に伴う便利帳の修正

#### ■地域区分の適用地域

「平成 30 年度から平成 32 年度までの間の地域区分の適用地域」へと改定しました。

#### ■サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制にかかわる減算

「減算の内容」「算定要件」が改定されています。

#### ■単位数の改定等

「6.介護報酬の概要」に掲載している単位数等が改定されています。

以上の改定につきまして、『ケアマネジャー手帳 2018』便利帳の修正点を下記にまとめました。PDF を印刷していただき、便利帳の該当ページに貼り付けてご利用いただくと便利です。

(2018 年 5 月14 日現在)

## 介護保険サービスの法体系

	内容等	居宅サービス	居宅介護支援	介護予防サービス	介護予防支援
法律					介護保険法
政令					介護保険法施行令
省令					介護保険法施行規則
	サービスの提供「運営基準」(人員、設備、運営基準等)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)
告示	サービスの費用「算定基準」(費用額算定基準)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)
通知	解釈通知「サービスの提供」(人員、設備、運営基準)	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号)	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企第22号)	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号)	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成18年老振発第0331003号・老老発第0331016号)
	留意事項通知「サービスの費用」(費用額算定基準)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年老計発・老振発・老老発第0317001号)	
		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)			

地域密着型サービス	地域密着型予防サービス	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設
(平成9年法律第123号)					旧介護保険法
(平成10年政令第412号)					
(平成11年厚生省令第36号)					
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)			
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)		指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第43号)	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年老企第44号)	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成30年老老第1号)	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第45号)
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)			

地域区分の適用地域

●平成30年度から平成32年度までの間の地域区分の適用地域

上乗せ割合 地域	1級地 20%	2級地 16%	3級地 15%	4級地 12%	5級地 10%		
東京都 特別区	東京都 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	東京都 さいたま市 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市 福城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 習志野市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市 福城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 船橋市 成田市 習志野市 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 守谷市 埼玉県 志木市 和光市 新座市 昭島市 千葉県 津島市 市川市 松戸市 行田市 市原市 加須市 八千代市 四街道市 印西市 東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 入間市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 寒川町 愛知県 刈谷市 豊田市 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市	宮城県 仙台市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 土岐市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 袖ヶ浦市 白井市 酒々井町 栄町 東京都 福生市 武蔵村山市 羽村市 府中市 奥多摩町 神奈川県 三浦市	

6級地 6%		7級地 3%			その他 0%
長野市 葉山町 大磯町 二宮町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 愛知県 岡崎市 春日井市 津島市 碧南市 安城市 西尾市 稲沢市 知立市 豊明市 日進市 愛西市 北名古屋 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 大治町 蟹江町 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 栗東市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 大阪府 岸和田市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町	豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 兵庫県 明石市 猪名川町 津島市 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市 八街市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 檜原村 神奈川県 箱根町 新潟県 新潟市	富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 岐阜県 大垣市 多治見市 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 愛知県 豊橋市 一宮市 瀬戸市 半田市 豊川市 蒲郡市 大山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 清須市 豊山町 大口町 扶桑町 飛島村 阿久比町 東浦町	幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町 奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市	その他の地域

※この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村または特別区の日における区域によって示された地域とする。

## サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算は、介護従事者の専門性等を適切に評価し、キャリアアップを推進する観点と、早期離職の防止・定着促進の観点から設定されています。

平成27年度の介護報酬改定にて、介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価する区分が新設され、区分支給限度基準額の算定には含めないことになりました。

### ●算定要件のあらまし

サービス(介護予防サービス含む)	要件
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること ① a介護福祉士を40%以上配置又は b介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計を60%以上配置 ② a介護福祉士を30%以上配置又は b介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計を50%以上配置
訪問介護	研修等を実施、かつ、3年以上の勤続年数のある者を30%以上配置
訪問リハビリテーション	3年以上の勤続年数のある者が配置されていること
通所介護(地域密着型含む) 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	次のいずれかに該当すること ① 介護福祉士を50%以上配置 ② 介護福祉士を40%以上配置 ③ 3年以上の勤続年数のある者を30%以上配置
療養通所介護	3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること ① 介護福祉士を50%以上配置 ② 介護福祉士を40%以上配置 ③ 常勤職員を60%以上配置 ④ 3年以上の勤続年数のある者を30%以上配置
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること ① a 介護福祉士を40%以上配置又は b 介護福祉士、実務研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計を60%以上配置 ② a 介護福祉士を30%以上配置又は b 介護福祉士、実務研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計を50%以上配置 ③ 常勤職員を60%以上配置 ④ 3年以上の勤続年数のある者を30%以上配置
認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護保険施設(施設サービス) 短期入所生活介護、短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)	次のいずれかに該当すること ① 介護福祉士を60%以上配置 ② 介護福祉士を50%以上配置 ③ 常勤職員を75%以上配置 ④ 3年以上の勤続年数のある者を30%以上配置

※介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合」です。

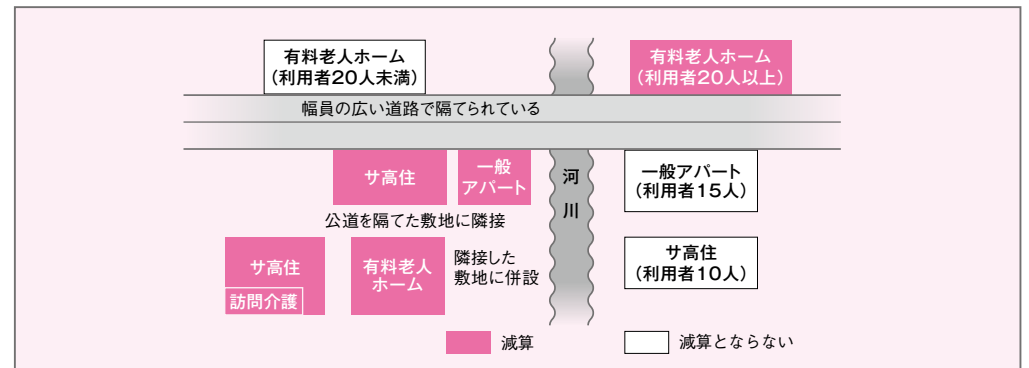
## サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制にかかわる減算

### ●集合住宅におけるサービス提供の場合の報酬

	減算の内容	算定要件
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	①・③ 10%減算 ② 15%減算	① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く) ② 上記建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 ③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護*	① 600単位/月減算 ② 900単位/月減算	① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ② 事業所と同一敷地又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
居宅療養管理指導	単一建物居住者が1人 507単位 単一建物居住者が2-9人 483単位 単一建物居住者が10人以上 442単位 等	
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	94単位/日	事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	(別報酬体系)	・ 事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者 ※ 利用者の居所(事業所と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設定

\* 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことが明確化された

### ●同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物の定義



#### ●訪問介護の場合

- ・ 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
- ・ 公道を隔てた場合も隣接する敷地とみなされる
- ・ 河川や幅員の広い道路で隔てられる場合は、隣接する敷地とはみなされない
- ・ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)は減算対象となる

## 6. 介護報酬の概要

### 【介護給付】

#### 居宅介護支援

内容		単位
居宅介護支援費Ⅰ	要介護1・2	1,053
	要介護3・4・5	1,368
居宅介護支援費Ⅱ	要介護1・2	527
	要介護3・4・5	684
居宅介護支援費Ⅲ	要介護1・2	316
	要介護3・4・5	410
運営基準減算	・運営基準減算の場合	×50/100
	・運営基準減算が2か月以上継続している場合	算定しない
特別地域居宅介護支援加算		+15/100
中山間地域等における小規模事業所加算		+10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100
特定事業所集中減算	1月につき	-200
初回加算	1月につき	+300
特定事業所加算	(Ⅰ) 1月につき	+500
	(Ⅱ) 1月につき	+400
	(Ⅲ) 1月につき	+300
	(Ⅳ) 1月につき	+125
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 1月につき	+200
	(Ⅱ) 1月につき	+100
退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(Ⅰ)Ⅰ	+450
	(Ⅰ)Ⅱ	+600
	(Ⅱ)Ⅰ	+600
	(Ⅱ)Ⅱ	+750
	(Ⅲ)	+900
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		+300
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		+300
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月に2回を限度に	+200
ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅訪問等を行った場合	+400

※居宅介護支援費(Ⅱ)(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。

※特定事業所加算(Ⅳ)については、平成31年4月から算定できる。

過剰敬語フレーズ(例)	正しい敬語フレーズ(例)	過剰敬語フレーズ(例)	正しい敬語フレーズ(例)
5 ～～でよろしかったでしょうか?	～～でよろしいでしょうか?	11 ○○さんがおっしゃられています	○○さんがおっしゃっていました
6 感動させていただきました	感動しました(いたしました)	12 お求めになりました	お求めになりました
7 ご覧になりますか?	ご覧になりますか?	13 お越しになりました	お越しになりました
8 おいでになります	おいでになる	14 お話になりました	お話になりました
9 ご利用になりますか?	ご利用になりますか?	15 ご出席になりました	ご出席になりました
10 お聞きになりますか?	お聞きになりますか?	16 おっしゃっていました	おっしゃっていました
		17 ご覧になりますか?	ご覧になりますか?

### 【美化語】

相手にていねいな印象を与え、改まった雰囲気をかもしだす言葉です。

#### 名詞の美化語

お	お箸、お体、お金、お土産、お電話、お手紙、お仏壇、お年始、お話、お手間、お知り合い、お水
ご	ご祝儀、ご健在、ご両親、ご一緒、ご苦労、ご足労、ご友人、ご親戚、ご親族、ご来賓、ご参加

#### 動詞の美化語

動詞の美化語					
	普段の言葉	美化語			
1	歩く	お歩きになる	6	帰る	お帰りになる
2	会う	お会いになる	7	決める	お決めになる
3	書く	お書きになる	8	食べる	お食べになる
4	聞く	お聞きになる	9	利用する	ご利用になる
5	話す	お話しになる	10	眠る	お眠りになる

### 【改まり語】

相手にていねいな印象を与え、改まった雰囲気をかもしだす言葉です。

単語の改まり語		動詞(副詞)の改まり語		
	普段の言葉		改まり語	
1	あした	1	どう	いかが
2	おとし	2	どんな	どのような
3	きのう	3	謝る	謝罪する
4	ゆうべ	4	書く	記入する、記載する
5	この間	5	作る	作成する
6	さっき	6	配る	配布する
7	あとで	7	もうじき	まもなく
8	この次	8	すぐに	早急に

### 【クッション言葉】

	尋ねるとき	依頼するとき	詫言るとき、断るとき
1	お尋ねしたいのですが…	恐縮ではございますが…	あいにくではありますが…
2	差し支えなければ…	お手数をおかけしますが…	申し訳ございませんが…
3	失礼ですが…	ご迷惑をおかけしますが…	大変残念ではございますが…
4	恐れ入りますが…	ご面倒でなければ…	お役立てずに申し訳ありませんが…
5	参考にうかがいたいのですが…	ご都合がよろしければ…	せっかくでございますが…
6	いくつか教えていただきたいのですが…	お時間がありましたら…	大変心苦しいのですが…

参考文献：山岸弘子監「すぐに使えて、きちんと伝わる 敬語サクッとノート」永岡書店、2013。

●「介護報酬の概要」では、居宅ケアマネが使用するものや理解しておいたほうがよいものを中心に掲載しています。  
なお、色文字は平成30年4月改定部分です。



## 訪問介護

内容	時間	単位
身体介護	(1)20分未満	165
	(2)20分以上30分未満	248
	(3)30分以上60分未満	394
	(4)60分以上 30分増すごとに+83単位	575
身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合 所要時間が20分から起算して25分増すごとに+66単位(198単位を限度)		
緊急時訪問介護加算	1回につき	+100
生活援助	(1)20分以上45分未満	181
	(2)45分以上	223
2人の訪問介護員等による場合		×200/100
通院等乗降介助	1回につき	98
①事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者 ②①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合 ③①のうち、利用者数が50人以上の場合		
夜間又は早朝の場合若しくは深夜の場合	夜間又は早朝	+25/100
	深夜	+50/100
特定事業所加算	(I)	+20/100
	(II)	+10/100
	(III)	+10/100
	(IV)	+5/100
特別地域訪問介護加算		+15/100
中山間地域等における小規模事業所加算		+10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100
初回加算	1月につき	+200
生活機能向上連携加算	(I)	+100
	(II)	+200
介護職員処遇改善加算	(I)	+所定単位×137/1,000
	(II)	+所定単位×100/1,000
	(III)	+所定単位×55/1,000
	(IV)	(III)の90/100
	(V)	(III)の80/100

※特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

## 訪問入浴介護

内容	単位	
訪問入浴介護費 1回につき	1,250	
介護職員3人の場合	×95/100	
全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	×70/100	
①事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者 ②①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合 ③①のうち、利用者数が50人以上の場合		
特別地域訪問入浴介護加算	+15/100	
中山間地域等における小規模事業所加算	+10/100	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	
サービス提供体制強化加算 1回につき	(I)イ	+36
	(I)ロ	+24
介護職員処遇改善加算 1月につき	(I)	+所定単位×58/1,000
	(II)	+所定単位×42/1,000
	(III)	+所定単位×23/1,000
	(IV)	(III)の90/100
	(V)	(III)の80/100

※特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

## 訪問看護

内容	時間	単位	要介護者	要支援者
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1)20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能		311	300
	(2)30分未満		467	498
	(3)30分以上60分未満		816	787
	(4)60分以上90分未満		1,118	1,080
	90分以上の訪問看護を行う場合		(4)に+300	300
	緊急時訪問看護加算* 1月につき		+574	574
ロ 病院又は診療所の場合	(1)20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能		263	253
	(2)30分未満		396	379
	(3)30分以上60分未満		569	548
	(4)60分以上90分未満		836	807
	90分以上の訪問看護を行う場合		(4)に+300	300
	緊急時訪問看護加算* 1月につき		+315	315
①事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者 ②①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合 ③①のうち、利用者数が50人以上の場合			①・② ③	×90/100 ×85/100
夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合		夜間又は早朝 深夜		+25/100 +50/100
2人以上の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	複数名訪問加算(I)	30分未満 30分以上		+254 +402
看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	複数名訪問加算(II)	30分未満 30分以上		+201 +317
特別管理加算	1月につき	(I) (II)		+500 +250
ターミナルケア加算 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合				+2,000
初回加算	1月につき			+300
退院時共同指導加算	1月につき			+600
看護・介護職員連携強化加算	1月につき			+250
看護体制強化加算	1月につき	(I) (II)		+600 +300
サービス提供体制強化加算 イ及びロを算定する場合 1回につき				+6

\* 特別管理加算を算定する状態の者に対する1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

※特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

## 訪問リハビリテーション

内容		単位
訪問リハビリテーション費	病院又は診療所、介護老人保健施設、介護医療院 1回につき	290
① 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者	①・② ③	×90/100
② ①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合		×85/100
③ ①のうち、利用者数が50人以上の場合		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	+200
リハビリテーションマネジメント加算	1月につき	(I) +230 (II) +280 (III) +320 (IV) +420
社会参加支援加算	1日につき	+17
サービス提供体制強化加算	1回につき	+6
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	1日につき	-20

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

## 居宅療養管理指導

内容		単一建物居住者		
		1人	2～9人	10人以上
医師が行う場合 月2回を限度	居宅療養管理指導費 (I)	507	483	442
	居宅療養管理指導費 (II) 在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合	294	284	260
歯科医師が行う場合 月2回を限度		507	483	442
薬剤師が行う場合	病院又は診療所の薬剤師が行う場合* (月2回を限度)	558	414	378
	薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	507	376	344
	特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合		100	
管理栄養士が行う場合 月2回を限度		537	483	442
歯科衛生士等が行う場合 月4回を限度		355	323	295

\* がん末期の患者および中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

※介護予防居宅療養管理指導も上記同様。

## 通所介護

内容	時間	単位	
地域密着型通所介護費	3時間以上4時間未満	要介護1 407 要介護2 466 要介護3 527 要介護4 586 要介護5 647	
	4時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	要介護1 426 要介護2 488 要介護3 552 要介護4 614 要介護5 678	
	5時間以上6時間未満	要介護1 641 要介護2 757 要介護3 874 要介護4 990 要介護5 1107	
	6時間以上7時間未満	要介護1 662 要介護2 782 要介護3 903 要介護4 1023 要介護5 1144	
	7時間以上8時間未満	要介護1 735 要介護2 868 要介護3 1006 要介護4 1144 要介護5 1281	
	8時間以上9時間未満	要介護1 764 要介護2 903 要介護3 1046 要介護4 1190 要介護5 1332	
	通常規模型通所介護費	3時間以上4時間未満	要介護1 362 要介護2 415 要介護3 470 要介護4 522 要介護5 576
		4時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	要介護1 380 要介護2 436 要介護3 493 要介護4 548 要介護5 605

通常規模型通所介護費	5時間以上6時間未満	要介護1 558 要介護2 660 要介護3 761 要介護4 863 要介護5 964	
	6時間以上7時間未満	要介護1 572 要介護2 676 要介護3 780 要介護4 884 要介護5 988	
	7時間以上8時間未満	要介護1 645 要介護2 761 要介護3 883 要介護4 1003 要介護5 1124	
	8時間以上9時間未満	要介護1 656 要介護2 775 要介護3 898 要介護4 1021 要介護5 1144	
大規模型通所介護費 (I)	3時間以上4時間未満	要介護1 350 要介護2 401 要介護3 453 要介護4 504 要介護5 556	
	4時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	要介護1 368 要介護2 422 要介護3 477 要介護4 530 要介護5 585	
	5時間以上6時間未満	要介護1 533 要介護2 631 要介護3 728 要介護4 824 要介護5 921	
	6時間以上7時間未満	要介護1 552 要介護2 654 要介護3 754 要介護4 854 要介護5 954	
	7時間以上8時間未満	要介護1 617 要介護2 729 要介護3 844 要介護4 960 要介護5 1076	
	8時間以上9時間未満	要介護1 634 要介護2 749 要介護3 868 要介護4 987 要介護5 1106	
	大規模型通所介護費 (II)	3時間以上4時間未満	要介護1 338 要介護2 387 要介護3 438 要介護4 486 要介護5 537
		4時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	要介護1 354 要介護2 406 要介護3 459 要介護4 510 要介護5 563
5時間以上6時間未満		要介護1 514 要介護2 608 要介護3 702 要介護4 796 要介護5 890	
6時間以上7時間未満		要介護1 532 要介護2 629 要介護3 725 要介護4 823 要介護5 920	
7時間以上8時間未満		要介護1 595 要介護2 703 要介護3 814 要介護4 926 要介護5 1038	
8時間以上9時間未満		要介護1 611 要介護2 722 要介護3 835 要介護4 950 要介護5 1065	
8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合 9時間以上10時間未満の場合+50 10時間以上11時間未満の場合+100 11時間以上12時間未満の場合+150 12時間以上13時間未満の場合+200 13時間以上14時間未満の場合+250			
入浴介助を行った場合		1日につき	+50
中重度者ケア体制加算	1日につき	+45	
生活機能向上連携加算	1月につき	+200	
個別機能訓練加算	1日につき	(I) +46 (II) +56	
ADL維持等加算	1月につき	(I) +3 (II) +6	
認知症加算	1日につき	+60	
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	+60	
栄養改善加算	1回につき(月2回を限度)	+150	
栄養スクリーニング加算	1回につき	+5	
口腔機能向上加算	1回につき(月2回を限度)	+150	
療養通所介護費	3時間以上6時間未満	1,007	
	6時間以上8時間未満	1,511	
	個別送迎体制強化加算	1日につき	+210
	入浴介助体制強化加算	1日につき	+60
利用者の数が利用定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		×70/100	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	1日につき	-94	
事業所が送迎を行わない場合	片道につき	-47	
サービス提供体制強化加算	1回につき	(I)イ +18 (I)ロ +12 (II) +6 (III) +6	
介護職員処遇改善加算 (I)	1月につき	(I) +所定単位×59/1,000 (II) +所定単位×43/1,000 (III) +所定単位×23/1,000 (IV) + (III)の90/100 (V) + (III)の80/100	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

## 通所リハビリテーション

内容	時間	単位
通常規模の事業所の場合	(1)1時間以上2時間未満 ※理学療法士等体制強化加算 1日につき+30	要介護1 329 要介護2 358 要介護3 388 要介護4 417 要介護5 448
	(2)2時間以上3時間未満	要介護1 343 要介護2 398 要介護3 455 要介護4 510 要介護5 566
	(3)3時間以上4時間未満	要介護1 444 要介護2 520 要介護3 596 要介護4 693 要介護5 789
	(4)4時間以上5時間未満	要介護1 508 要介護2 595 要介護3 681 要介護4 791 要介護5 900
	(5)5時間以上6時間未満	要介護1 576 要介護2 688 要介護3 799 要介護4 930 要介護5 1060
	(6)6時間以上7時間未満	要介護1 667 要介護2 797 要介護3 924 要介護4 1076 要介護5 1225
	(7)7時間以上8時間未満	要介護1 712 要介護2 849 要介護3 988 要介護4 1151 要介護5 1310
7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行う場合 8時間以上9時間未満の場合+50 9時間以上10時間未満の場合+100 10時間以上11時間未満の場合+150 11時間以上12時間未満の場合+200 12時間以上13時間未満の場合+250 13時間以上14時間未満の場合+300		
リハビリテーション提供体制加算 1回につき	3~4時間未満 +12 4~5時間未満 +16 5~6時間未満 +20 6~7時間未満 +24 7時間以上 +28	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100
入浴介助を行った場合	1月につき	+50
リハビリテーションマネジメント加算(I)	1月につき	+330
リハビリテーションマネジメント加算(II)	1月につき	6月以内 +850 6月超 +530
リハビリテーションマネジメント加算(III)	1月につき	6月以内 +1120 6月超 +800
リハビリテーションマネジメント加算(IV)	1月につき	6月以内 +1220 6月超 +900
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき	+110
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		(I) 1日につき(週2日を限度) +240 (II) 1月につき +1,920
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月につき	利用開始日の属する月から3月以内 +2,000 利用開始日の属する月から3月超6月以内 +1,000
生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算		減算対象月から6月以内 ×85/100
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	+60
栄養改善加算	1回につき(月2回を限度)	+150
栄養スクリーニング加算	1回につき	+5
口腔機能向上加算	1回につき(月2回を限度)	+150
重度療養管理加算	1日につき ※(1)は除く	+100
中重度者ケア体制加算	1日につき	+20
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	1月につき1日につき	-94
事業所が送迎を行わない場合	片道につき	-47
社会参加支援加算	1月につき1日につき	+12
サービス提供体制強化加算	1回につき	(I)イ +18 (I)ロ +12 (II) +6
介護職員処遇改善加算	1月につき	(I) +所定単位×47/1,000 (II) +所定単位×34/1,000 (III) +所定単位×19/1,000 (IV) + (III)の90/100 (V) + (III)の80/100

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

●大規模事業所(I)(II)は割愛。

## 短期入所生活介護

内容	単位	
単独型短期入所生活介護費	単独型短期入所生活介護費(I) (従来型個室)	要介護1 625 要介護4 831 要介護2 693 要介護5 897 要介護3 763
	単独型短期入所生活介護費(II) (多床室)	要介護1 625 要介護4 831 要介護2 693 要介護5 897 要介護3 763
併設型短期入所生活介護費	併設型短期入所生活介護費(I) (従来型個室)	要介護1 584 要介護4 790 要介護2 652 要介護5 856 要介護3 722
	併設型短期入所生活介護費(II) (多床室)	要介護1 584 要介護4 790 要介護2 652 要介護5 856 要介護3 722
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	×97/100	
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合	×70/100	
生活機能向上連携加算	+200	
専従の機能訓練指導員を配置している場合 1日につき	+12	
個別機能訓練加算 1日につき	+56	
看護体制加算 1日につき	(I) +4 (II) +8 (III) +12(+6) (IV) +23(+13)	
医療連携強化加算 1日につき	+58	
夜勤職員配置加算 1日につき	+13等	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき(7日間を限度)	+200	
若年性認知症利用者受入加算 1日につき	+120	
利用者に対して送迎を行う場合 片道につき	+184	
緊急短期入所受入加算 1日につき(原則7日間を限度)	+90	
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 1日につき	-30	
療養食加算 1回につき(1日3回を限度)	+8	
在宅中重度者受入加算 1日につき	(1)看護体制加算(I)又は(III)を算定している場合	+421
	(2)看護体制加算(II)又は(IV)を算定している場合	+417
	(3)看護体制加算(1)及び(2)をいずれも算定している場合	+413
	(4)看護体制加算を算定していない場合	+425
認知症専門ケア加算 1日につき	(I) +3 (II) +4	
サービス提供体制強化加算 1日につき	(I)イ +18 (I)ロ +12 (II) +6 (III) +6	
介護職員処遇改善加算 1月につき	(I) +所定単位×83/1,000 (II) +所定単位×60/1,000 (III) +所定単位×33/1,000 (IV) + (III)の90/100 (V) + (III)の80/100	

※サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

●ユニット型は割愛。



## 短期入所療養介護

内容		単位	
介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉【従来型】	要介護1 753 要介護2 798 要介護3 859	要介護4 911 要介護5 962
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ii) 〈従来型個室〉【在宅強化型】	要介護1 794 要介護2 865 要介護3 927	要介護4 983 要介護5 1,038
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(iii) 〈多床室〉【従来型】	要介護1 826 要介護2 874 要介護3 935	要介護4 986 要介護5 1,039
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(iv) 〈多床室〉【在宅強化型】	要介護1 873 要介護2 947 要介護3 1,009	要介護4 1,065 要介護5 1,120
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		×97/100	
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準を満たさない場合		×70/100	
夜勤職員配置加算		+24	
個別リハビリテーション実施加算		+240	
認知症ケア加算		+76	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間を限度)		+200	
緊急短期入所受入加算 (7日間を限度)		+90	
若年性認知症利用者受入加算		+120	
重度療養管理加算 1日につき(要介護4・5に限る)		+120	
利用者に対して送迎を行う場合 片道につき		+184	
特別療養費		p.47の下段の表参照	
療養体制維持特別加算 1日につき		(I) +27 (II) +57	
療養食加算 1回につき(1日3回を限度)		+8	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理 1日につき	+511	
	特定治療	*	
認知症専門ケア加算 1日につき		(I) +3 (II) +4	
サービス提供体制強化加算 1日につき	(I)イ	+18	
	(I)ロ	+12	
	(II)	+6	
	(III)	+6	
介護職員処遇改善加算 1月につき	(I)	+所定単位×39/1,000	
	(II)	+所定単位×29/1,000	
	(III)	+所定単位×16/1,000	
	(IV)	+(III)の90/100	
	(V)	+(III)の80/100	

\* 特定のリハビリテーション、処置、手術、麻酔または放射線治療を行った場合は、診療報酬に応じた額を算定する。

※特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

●ユニット型等については割愛。

## 福祉用具貸与

内容	種目
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす
	車いす付属品
	特殊寝台
	特殊寝台付属品
	床ずれ防止用具
	体位変換器
	手すり
	スロープ
	歩行器
	歩行補助つえ
	認知症老人徘徊感知機器
	移動用リフト
	自動排泄処理装置

※要支援・要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)。

※介護予防福祉用具貸与も上記同様。

## 特別療養費に係る単位数

感染対策指導管理(1日につき)	5単位
褥瘡対策指導管理(1日につき)	5単位
短期入所診療管理	250単位
重度療養管理(1日につき)	120単位
特定施設管理(1日につき)	250単位
重症皮膚潰瘍管理指導(1日につき)	18単位
薬剤管理指導	350単位
麻薬、向精神薬等の加算	50単位
医学情報提供	250単位
リハビリテーション指導管理	10単位
言語聴覚療法	180単位
摂食機能療法	185単位
精神科作業療法(1日につき)	220単位
認知症老人入所精神療法(1週間につき)	330単位

## 〔 予防給付 〕

### 介護予防支援

内容	単位
介護予防支援費 1月につき	+430
初回加算	+300
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	+300

### 介護予防訪問入浴介護

内容	単位
介護予防訪問入浴介護費 1回につき	845
介護職員2人が行った場合	×95/100
全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	×70/100
① 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者	×90/100
② ①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合	①・②
③ ①のうち、利用者数が50人以上の場合	③
特別地域介護予防訪問入浴介護加算	+15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
サービス提供体制強化加算 1回につき	(I)イ +36 (I)ロ +24
介護職員処遇改善加算 1月につき	(I) +所定単位×58/1,000 (II) +所定単位×42/1,000 (III) +所定単位×23/1,000 (IV) + (III)の90/100 (V) + (III)の80/100

※特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

### 介護予防訪問看護

介護給付の【訪問看護】(p.41)参照。

介護予防訪問看護では、ターミナルケア加算、看護・介護職員連携強化加算が無いほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携については評価されない。

### 介護予防訪問リハビリテーション

内容	単位
介護予防訪問リハビリテーション費 病院又は診療所、介護老人保健施設、介護医療院 1回につき	290
① 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物の居住者	×90/100
② ①以外の同一建物で利用者20人以上にサービスを行う場合	①・②
③ ①のうち、利用者数が50人以上の場合	③
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき	+200
リハビリテーションマネジメント加算 1月につき	+230
事業所評価加算 1月につき	+120
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 1回につき	-20
サービス提供体制強化加算 1回につき	+6

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

### 介護予防通所リハビリテーション

内容	単位
介護予防通所リハビリテーション費(病院・診療所)	要支援1 1月につき 1,712
	要支援2 1月につき 3,615
利用者の数が利用定員を超える場合又は医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護師・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
若年性認知症利用者受入加算 1月につき	+240
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	要支援1 -376 要支援2 -752
運動器機能向上加算 1月につき	+225
栄養改善加算 1月につき	+150
栄養スクリーニング加算 1回につき	+6
口腔機能向上加算 1月につき	+150
選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 1月につき +480
	運動器機能向上及び口腔機能向上 1月につき +480
	栄養改善及び口腔機能向上 1月につき +480
選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 1月につき +700
事業所評価加算 1月につき	+120
リハビリテーションマネジメント加算 1月につき	+330
生活行為向上リハビリテーション実施加算 1月につき	利用開始日に属する日から3月以内 +900
	利用開始日に属する日から3月超6月以内 +450
生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合 1月につき	減算対象日から6月以内 ×85/100
サービス提供体制強化加算 1月につき	(I)イ 要支援1 +72
	要支援2 +144
	(I)ロ 要支援1 +48
	要支援2 +96
介護職員処遇改善加算 1月につき	(II)要支援1 +24
	要支援2 +48
	(I) +所定単位×47/1,000
	(II) +所定単位×34/1,000
	(III) +所定単位×19/1,000
(IV) + (III)の90/100	
(V) + (III)の80/100	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

## 介護予防短期入所生活介護

内容		単位	
介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	単独型介護予防短期入所生活介護費(I) 〈従来型個室〉	要支援1	465
		要支援2	577
	単独型介護予防短期入所生活介護費(II) 〈多床室〉	要支援1	465
		要支援2	577
ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	併設型介護予防短期入所生活介護費(I) 〈従来型個室〉	要支援1	437
		要支援2	543
	併設型介護予防短期入所生活介護費(II) 〈多床室〉	要支援1	437
		要支援2	543
単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) 〈ユニット型個室〉	要支援1	543
		要支援2	660
	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1	543
		要支援2	660
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) 〈ユニット型個室〉		要支援1	512
		要支援2	636
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) 〈ユニット型個室の多床室〉		要支援1	512
		要支援2	636

※介護予防短期入所生活介護は基本部分のみ記載(加算等は割愛)。

## 介護予防短期入所療養介護

内容		単位	
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I) (1日につき)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉【基本型】	要支援1	578
		要支援2	719
	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) 〈従来型個室〉【在宅強化型】	要支援1	619
		要支援2	759
併設型ユニット型介護予防短期入所療養介護費(iii) 〈多床室〉【基本型】		要支援1	611
		要支援2	765
併設型ユニット型介護予防短期入所療養介護費(iv) 〈多床室〉【在宅強化型】		要支援1	658
		要支援2	813

※介護予防短期入所療養介護は基本部分のみ記載(加算等は割愛)。